

平成 22 年度共同募金実施要領

社会福祉法人神奈川県共同募金会

“国民たすけあい運動”として始まった共同募金運動は、今年で 64 回目を迎えます。時代の変遷とともに、その時々の課題に取り組みながら、民間の社会福祉活動を応援してきました。今年度も、共同募金は県民の善意の結晶である寄付金を通じて、「たすけあいの心」をつなぎ、“住み慣れた街で誰もが安心して暮らすこと”を目指した地域づくりを支えていきます。

I 共同募金の役割

1 総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉事業を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2 たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4 全国協調と地域性

共同募金は、全国いっせいに協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、その区域の住民と民間福祉事業を行う者との協働により実施します。

5 ボランティア活動

社会福祉の向上に尽力するボランティアの組織的な活動によって推進します。

6 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内 58 支会(19 市 25 区 14 町村)で実施します。

III 募金期間

共同募金は、厚生労働大臣の告示を受け、平成 22 年 10 月 1 日（金）から 12 月 31 日（金）までの 3 カ月を募金期間として、平成 22 年度の共同募金運動を展開します。

なお、この期間外においても、寄託される寄付金は常時受け入れます。

IV 平成 22 年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする活動資金等をもとに、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて組織的に寄付金募集を行う計画募金です。

平成 22 年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 平成 22 年度募金目標額 (配分計画額)	12 億 2,700 万円
-------------------------	---------------

<配分計画>

◆ 赤い羽根募金 (一般募金) 8 億 2,905 万円

1	市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動.....	335,840,000 円
2	民間社会福祉施設が行う福祉活動.....	150,000,000 円
3	障害者のための小規模作業所が行う福祉活動.....	80,000,000 円
4	広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	46,000,000 円
5	小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業.....	48,000,000 円
6	大規模災害などの緊急時に対応する資金	30,116,000 円
7	全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業...	3,666,000 円
8	県共同募金会が行う事業.....	77,948,000 円
9	市区町村支会が行う事業.....	57,480,000 円

◆ 年末たすけあい募金3 億 9,795 万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人びとの生活や地域福祉を支えるボランティア団体等の活動を支援するための資金。

V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティアの活動を通じて、より多くの協力が得られるよう、次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集することは差し支えありませんが、各募金の趣旨を明確にして寄付者に誤解を招かないように実施します。

1 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、各家庭にお願いする募金です。

(1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画等について説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。

寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。

(2) 自治会・町内会費等から一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。

(3) 自治会・町内会等に未加入の新興マンション住民に対して、管理組合などの協力を得ながら、募金活動や具体的な用途の周知を図り事業を展開していきます。

(4) 高額な寄付金については、所得税・道府県民税および市町村民税の「寄付金控除」の特典があることを周知します。

(5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。

2 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道の駅頭構内および駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内でお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、人員の配置等に留意して計画的に行います。
- (2) ボランティアは、整然と明るい態度で募金活動に臨み、寄付者が自発的に寄付出来るように努めます。
- (3) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (4) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち合って実施します。

3 法人募金

県内の企業・法人等に対して、郵便や訪問などによってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業等に協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店等法人の組織にかかわらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税の「全額損金に算入される額」として取り扱われる特典を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付者の拡大に努めます。
- (5) 企業や量販店に対して、テレビや冷蔵庫などの商品を寄付してもらえるように積極的な働きかけを実施します。

4 学校募金

小・中学校、高校、大学、専門学校などの児童・生徒・学生にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合等の理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会等に働きかけて、組み立て式募金箱を活用した募金方法等により関心を高めます。
- (3) 大学、専門学校などの学生に対しては、学園祭など学校行事等の一環として自発的に実施できるように努めます。

5 職域募金

県内の企業・法人、官公庁等の社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く人びとを対象としますが、その幹部や労働組合等の理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、バッジ募金を取り入れたり、ポスターを掲示して広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。

6 その他の募金

上記の募金区分に当てはまらない募金です。

- (1) 老人会やロータリー・ライオンズクラブなどの団体や個人から受け入れた寄付金

- (2) サッカーやプロ野球など、プロ・スポーツチームとの協働イベントにより受け入れたバッチ募金や選手グッズのオークション等によって受け入れた寄付金
- (3) 清涼飲料水メーカーとの協働により実施する「寄付金付き自動販売機」を設置して受け入れた寄付金
- (4) 福祉まつりなど当該地域内で実施する広域的な事業により受け入れた寄付金
- (5) 新たに取り組む証明写真装置による利用料を設置者から受け入れた寄付金や車購入者紹介制度を利用して企業から受け入れた寄付金
- (6) 金融機関に預け入れた寄付金により発生した預金利息 など

VI 配分事業の展開

1 配分審査

平成 22 年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる配分要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画および「平成 22 年度共同募金配分基準」に基づき、厳正に審査を行います。

2 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金等ですぐに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の平成 23 年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「平成 22 年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上および全戸配布資料等を通じて公表するとともに、配分決定を受けた社会福祉施設・団体からも積極的な広報活動の展開が図られるように努めます。

VII 寄付金の取り扱い

1 寄付金の管理

- (1) ボランティアは寄付金受け入れごとに支会に納入し、支会は金融機関を通じ、速やかに県共同募金会に送金します。

なお、寄付金保管中に発生した預金利子は、原則として当該年度の募金実績(その他の募金)に計上します。

- (2) 寄付金の取り扱いは、すべて厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(昭和 42 年 9 月 19 日付社庶 340 号の厚生省社会局長発・各都道府県知事宛)により、募金実績額のおおむね 1 割とし、適正に執行します。

VIII その他

○ 個人情報の取り扱い

共同募金を実施するうえで取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)および神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成 17 年 6 月 1 日施行)に基づき適正に管理いたします。